

◎新潟県教育委員会告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立近代美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年5月18日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

1 委託を受けた者

- (1) 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県職員生活協同組合
- (2) 新潟市中央区八千代2丁目1番1号
有限会社新潟市民映画館
- (3) 新潟市中央区幸西3丁目5番3号
新潟交通商事株式会社
- (4) 新潟市中央区笹口2丁目12番地3
株式会社新潟トラベル
- (5) 新潟市江南区両川1丁目3604番地12
株式会社北村製作所
- (6) 新潟市中央区東万代町9番24号
株式会社文信堂書店
- (7) 長岡市千秋2丁目278番地
ユニー株式会社 アピタ長岡店
- (8) 長岡市大手通1丁目4番11号
一般社団法人長岡観光コンベンション協会
- (9) 長岡市今朝白1丁目10番12号
公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター
- (10) 柏崎市東本町2丁目5番22号
株式会社わたじん
- (11) 上越市新光町1丁目9番10号
上越文化会館指定管理者 株式会社NK S コーポレーション

2 委託した事務

「白寿 江口草玄のすべて」展前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務

3 委託期間

平成30年5月2日から平成30年6月13日まで